

令和5年度

相談支援事業所ハピネス

事業報告書

自：令和5年4月1日

至：令和6年3月31日

1. 令和5年度本事業の目的及び基本方針について

- ①障がい福祉サービス及び福祉行政の一翼を担う機関として、障害者総合支援法に基づく障害や難病をお持ちの方を対象に、生活を支える為の支援を行い、公正かつ中立な事業運営を目的に事業を行った。
- ②障害の種別を問わず、障害児者自らが望む場所で地域の一員として日常生活・社会生活を営むことができるよう、解決すべき課題等を把握した上で、必要な相談支援を行った。
- ③利用者の意思及び人格を尊重し、利用者やその家族へ寄り添いながら支援を行った。
- ④地域生活支援拠点事業所、保健、医療、教育、福祉等関係機関と連携しチームアプローチの支援を行った。

2. 令和5年度職員の配置状況

職種	常勤		非常勤	
	専従	兼任	専従	兼任
管理者		1		
計画相談員		2		

3. 令和5年度計画相談業務実績・障害児相談支援事業実績

※令和5年度利用契約者数（0名）※3月末時点

月	計画相談支援	障害児相談支援	計画相談支援 給付費決定額 (円) (者)	障害児相談支援 給付費決定額 (円) (児)
3月	3	3	¥32,520	50,490
4月	3	3	49,140	48,380
5月	2	4	140,180	38,080
6月	2	2	24,420	25,280
7月	2	2	33,220	29,920
8月	2	3	44,520	33,080
9月	1	4	57,200	15,460
10月	2	2	33,080	44,520
11月	3	4	58,820	48,540
12月	3	3	47,760	53,540
1月	1	3	53,520	17,620
2月	0	0	0	0
3月	3	3	0	0
合計	24	33	¥541,860	¥354,420

※沖縄県国民健康保険団体連合会に対して、給付費（報酬）を請求し、支払いを受けております。

4. 令和5年度宜野座村相談支援事業(委託相談業務)の実績(件数)

実人員	身体	重症 心身	知的	精神	発達	高次脳 機能	その他	合計
10	0	0	1	6	2	0	1	10
1	0	0	0	0	1	0	0	1
11	0	0	1	6	3	0	1	11

支援方法	
種別	件数
訪問	37
来所相談	6
同行	3
電話相談	88
電子メール	8
個別支援会議	1
関係機関	138
その他	8
計	289

支援内容		
種別	件数	ピアカウンセラー
福祉サービスの利用等に関する支援	64	0
障害や症状の理解に関する支援	19	0
健康・医療に関する支援	150	0
不安の解消・情緒安定に関する支援	71	0
保育・教育に関する支援	9	0
家族関係・人間関係に関する支援	53	0
家計・経済に関する支援	12	0
生活技術に関する支援	18	0
就労に関する支援	18	0
社会参加・余暇活動に関する支援	25	0
権利擁護に関する支援	5	0
その他	36	0
計	480	0

5. 経過並びに評価(効果・課題)

令和3年9月頃、相談支援事業所設立当初から兼務で業務に従事していた計画相談員が長期の病気・療養休暇となり、復帰の目途が経たず同年11月に退職。それに伴い当該事業所に計画相談員不在となり業務を遂行できる有資格者を確保する事が困難な状況にあり、全ての契約者について移行・引継ぎを行い、県へ相談支援事業所の休止届を提出し業務停止となる。

その後、委託相談員及び相談支援専門員（計画相談員）の求人により社会福祉士1名の採用・確保が可能となり、令和3年12月1日付で宜野座村と地域生活支援事業の相談支援事業の委託契約を締結し、村健康福祉課へ委託相談員1名の派遣を開始した。社協は村へ委託相談員の派遣はしていたが、依然として障害福祉サービス事業推進に不可欠な計画相談事業は休止の状態でも再会の目途は経っていなかった。その理由の一つとして計画相談の業務は1件あたりの請求単価が安く一人当あたり100件以上の契約件数を持たないと採算が合わず人件費の捻出が難しい状況にあった。そこで社協法人全体で協議し、他の障害福祉サービス事業の予算から繰り入れし、令和4年度10月より新規で相談支援専門員（計画相談員）を採用し、同年11月より指定特定・一般相談支援事業所を再開となる。

本村において、指定特定・一般相談支援事業所の必要性を強く訴える住民も多く、地域福祉を推進する社協としては、採算に合わない事業（自主事業）という現実はあるが、地域に暮らす障害者、障害児等が安心して安定的に支障なく福祉サービスを利用する為には、相談支援事業所ハピネスの指定・特定・一般相談支援事業の継続は必要であると考え、宜野座村内における相談支援サービス（計画相談支援・障害児相談支援）の需要に対する供給に貢献できることが大いに期待されてきた。

そんな中、令和5年6月、村との契約で健康福祉課へ派遣していた当該事業所ハピネス所属の委託相談員（社会福祉士）が急遽退職。その関係で、在籍中の相談支援専門員が引き続き村の委託相談業務と計画相談員を兼務しながら今年度職務に従事しておりましたが、その後、所属する社協法人と同職員との業務方針（処遇等への不満等）が合わず、今年度中での退職の申出があり。このような状況を受け社協法人として、人員減（退職者）に伴う業務遂行不可能で、事業継続体制整備が困難な為、相談支援事業所ハピネス事業廃止を決断し、令和6年3月31日をもって業務を終了する運びとなる。

これ迄ご愛顧いただいた全ご利用者に対してご迷惑のない様最善の努力を尽くし新たに引き受けて下さる相談支援事業所へ斡旋し支援が滞る事のない様、移行・引継ぎを万全に行い、年度の途中、全てのご利用者様が契約の終了となる。